

高齢者の予防接種

《問い合わせ先》

健康長寿課 ☎0869-24-8031

予防接種の種類	高齢者肺炎球菌	高齢者インフルエンザ 高齢者コロナウイルス	带状疱疹
対象者	①瀬戸内市に住民票があり、接種日において65歳の人	①瀬戸内市に住民票があり、接種日において65歳以上の人	①瀬戸内市に住民票があり、令和8年度内に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる人
	②接種日において60歳～64歳であって心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人、または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人（身体障害者手帳1級相当の障害を有している人）		②60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり日常生活がほとんど不可能な人
接種期間	65歳の1年（65歳になる誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで）	令和8年10月1日～ 令和9年1月31日	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日
接種費用 (自己負担額)	未定 ※決まり次第、市ホームページで周知します	インフルエンザ 2,200円 新型コロナウイルス 未定 ※決まり次第、広報紙・ホームページで周知します	生ワクチン 3,600円 組換えワクチン 1回あたり 8,900円
接種できる医療機関	瀬戸内市内個別接種委託医療機関（P.14参照）または 岡山県内相互乗り入れ予防接種協力機関		
接種券	あり （対象者には65歳になる誕生日の属する月の翌月初旬に郵送します）	なし	あり （対象者には令和8年4月中に郵送します）
市の助成による接種回数	接種期間内に1回 （ただし対象者年齢であつても過去に同じワクチンを接種したことがある人は対象になりません）	接種期間中に1回	接種期間内に 生ワクチン…1回 組換えワクチン…2回 ※組換えワクチンは1月末までに1回目接種を受けましょう。2回目接種が期間を過ぎると全額自己負担になります。
接種の際の持ち物	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードなど本人確認できるもの（住所、氏名、生年月日の記載があるもの） 接種費用（自己負担額） 上記対象者②に該当する人は、身体障害者手帳や医師の診断書など、対象者であることが確認できるもの 市から届いた接種券（肺炎球菌・带状疱疹） 		